

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電 話 (075) 441-3155

## 目次

告 示	ページ	公 告	
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更	(水産課) 543	○土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除	(砂防課) 545
○道路の区域変更	(丹後土木事務所) 544	○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(南丹広域振興局) ♫
○道路の供用開始	(山城北土木事務所、丹後土木事務所) ♫	○土地改良区連合役員の就退任届	( ) 546
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) ♫	○土地区画整理事業の終了認可	(都市計画課) ♫
○土砂災害警戒区域の指定	( ) 545	○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課、山城北土木事務所) ♫

## 告 示

### 京都府告示第403号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和5年7月21日に変更した。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	29.8 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	25.45 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.62 t
	留保	1.23 t

京都府告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年8月4日から令和5年8月18日まで縦覧に供する。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 明田京丹後大宮停車場線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京丹後市大宮町周枳小字鹿島田2226の3から	前	最小 6.5 m 最大 12.3	217.5 m
	後	最小 9.5 最大 12.3	
京丹後市大宮町周枳小字向田2278の1まで	後	最小 9.5 最大 12.3	

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年8月4日から令和5年8月18日まで縦覧に供する。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 内里城陽線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
城陽市寺田今橋28の1（右）から 城陽市寺田樋尻69の10まで	令和5年8月4日

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 明田京丹後大宮停車場線
- (3) 供用開始の区間及び予定日時

区 間	予 定 日 時
京丹後市大宮町周枳小字鹿島田2226の3から 京丹後市大宮町周枳小字向田2278の1まで	令和5年8月7日 午前10時

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成24年京都府告示第624号	円峰A(あ 1554)	京都市北区西賀茂円峰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

- 2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所

## 京都府告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
円峰A(あ 1554)	京都市北区西賀茂円峰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

## 2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所

## 京都府告示第408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成24年京都府告示第625号	円峰A(あ 1554)	京都市北区西賀茂円峰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

## 2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所

## 3 閲覧場所 京都市役所

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

(1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 株式会社平和堂

彦根市西今町1番地

代表取締役 平松 正嗣

イ 有限会社エヌ・ティープランニング

亀岡市篠町野条イカノ辻南34番地

代表取締役 中井 正博

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ALPLA亀岡コミュニティSC

亀岡市篠町野条上又11番地の1

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか15業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか15業者	令 4.12.14	小売業者の代表者の変更があったため

2 届出年月日

令和5年7月19日

3 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和5年8月4日から令和5年12月4日まで

5 意見書の提出先

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



上桂川用水土地改良区連合の役員の就退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員（理事）

住 所	氏 名
亀岡市余部町榎又11の15	岡 田 光 藏

2 退任役員（理事）

住 所	氏 名
亀岡市大井町並河1丁目5の20	四 方 孝



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、東部丘陵地長池地区土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施行者の名称

三菱地所株式会社

2 事業施行期間

令和2年7月31日から令和5年7月28日まで

3 施行地区

城陽市観音堂甲畑、富野狼谷、富野長谷山及び長池五社ヶ谷の各一部

4 土地区画整理事業の名称

東部丘陵地長池地区土地区画整理事業

5 施行認可の年月日

令和2年7月31日

6 終了認可の年月日

令和5年7月28日



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年8月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

京田辺市甘南備台二丁目2の一部、3、5、5の5、6、6の1、6の2、7の2、7の3、10の3、10の4、14の8、14の9

（関連区域）

京田辺市甘南備台二丁目2の1の一部、3の1、4の1の一部、4の2の一部、5の1、5の3、7の4、14の1の一部、14の3、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

東京都港区浜松町二丁目3の1

オリックス不動産株式会社

- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市槇島町本屋敷100の1から100の3まで、  
266の一部  
(関連区域)  
宇治市槇島町本屋敷95の2の一部、市有地、国有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市下京区四条通室町東入函谷鋒町91  
京都中央信用金庫
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市伊勢田町中山76の1の一部、76の7、76の10の一部  
(関連区域)  
宇治市伊勢田町中山99の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
大阪市北区大淀中一丁目1の88  
積水ハウス株式会社
- 4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市槇島町藪場115の1  
(関連区域)  
宇治市槇島町藪場114の3の一部、115の2の一部、115の3の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宇治市槇島町大幡49の2  
井内 治美
- 5(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市広野町丸山9の8、9の9、9の14、9の27  
(関連区域)  
宇治市広野町丸山9の12の一部、9の13、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
宇治市広野町西裏9の7  
グランライフ株式会社
- 6(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
京田辺市薪井手68、70の1、71の1、71の2、72の1、72の2、72の乙、小山1の1の一部、1の2、1の3、市有地  
(関連区域)  
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
宇治市大久保町上ノ山36の1  
株式会社ホームズ
- 7(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
京田辺市薪西山38の1、38の2、38の5の一部、42の3の一部、44、44の1、市有地  
(関連区域)  
京田辺市薪西山37の3の一部、38の5の一部、42の3の一部、61の8の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
宇治市大久保町上ノ山36の1  
株式会社ホームズ